

料金表 *1割負担

通所介護

こまえ正吉苑

1. 基本料金:通常規模型通所介護費

単位 円／日

2時間以上3時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	271	2,953	296
要介護2	310	3,379	338
要介護3	351	3,825	383
要介護4	392	4,272	428
要介護5	431	4,697	470
3時間以上4時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	370	4,033	404
要介護2	423	4,610	461
要介護3	479	5,221	523
要介護4	533	5,809	581
要介護5	588	6,409	641
4時間以上5時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	388	4,229	423
要介護2	444	4,839	484
要介護3	502	5,471	548
要介護4	560	6,104	611
要介護5	617	6,725	673
5時間以上6時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	570	6,213	622
要介護2	673	7,335	734
要介護3	777	8,469	847
要介護4	880	9,592	960
要介護5	984	10,725	1,073
6時間以上7時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	584	6,365	637
要介護2	689	7,510	751
要介護3	796	8,676	868
要介護4	901	9,820	982
要介護5	1,008	10,987	1,099
7時間以上8時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	658	7,172	718
要介護2	777	8,469	847
要介護3	900	9,810	981
要介護4	1,023	11,150	1,115
要介護5	1,148	12,513	1,252
8時間以上9時間未満			
要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	669	7,292	730
要介護2	791	8,621	863
要介護3	915	9,973	998
要介護4	1,041	11,346	1,135
要介護5	1,168	12,731	1,274

* 介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. その他の料金
- ・昼食 670円

・おやつ 50円

・クラブ活動材料費・理美容費等 実費

・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3. その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10分算)	利用者負担額 (1割)	単位
生活相談員配置等加算	生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合。	+13	141	15	円/日
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	436	44	円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居室の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入、住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の入浴を助助し、医師等と連携の下で、当該利用者の身体状況や訪問により把握した当該居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。上記の入浴計画に基づき、個別その他の利用者の居室の状況に応じ、環境を入浴介助を行った場合。	+55	599	60	円/日
中重度者ケア体制加算	介護職員又は看護職員が配置基準12名以上多く配置/前年度又は前3月の総数のうち、要介護3以上の利用者が総数の30%以上/活動時間帯看護職員1名以上配置した場合。	+45	490	49	円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	訪問・通所ハビリテーション実施の事業所、又は医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能向上目的の個別機能訓練計画を作成、/理学療法士等や医師は、通所ハビリテーション等のサービスの提供の場において、利用者の身体を把握した上で、助言を行う。/個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行った場合。	+100	1,090	109	円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問・通所ハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合、又はハビリテーション実施の医療提供施設の理学療法士等が訪問して行った場合。	+200	2,180	218	円/月
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	配置時間の定めない専任機能訓練指導員1名以上の配置。居室訪問で把握したニーズと宅での生活状況等を参考に、多職種共同でケアプランを作成し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画の作成、実施は、複数の機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう、心身の状況に応じた機能訓練を機能訓練指導員等が実施。機能訓練指導員等が3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況を把握するとともに、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行う。定員超過利用及び人員基準欠如のいずれにも該当しない場合。	+56	610	61	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、配置要件である配置時間の定めない専任機能訓練指導員1名以上の配置に加え、合計2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において実施した場合。	+76	828	83	円/月
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報の活用によるSDCAサイクルの推進/ケアの向上はあった場合。	+20	218	22	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月(6月日にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終日)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が過ぎる月ごとに厚生労働省に提出すること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値と要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整後ADL利得)について、利用者等ごとの調整ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整後ADL利得を平均して得た値が1以上である場合。	+30	327	33	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	①ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調整後ADL利得の平均値が2以上の場合。	+60	654	66	円/月
認知症加算	介護職員又は看護職員が配置基準12名以上多く配置/前年度又は前3月の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上/活動時間帯認知介護指導研修、実践研修、研修、実践者研修修了者を1名以上配置の場合。	+60	654	66	円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めサービスを提供、ただし認知症加算を算定している場合は算定しない。	+60	654	66	円/日
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業員として、または外部(他の介護事業所、医療機関、介護保険施設など)との連携により管理栄養士を1名以上配置/利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを適切に実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等必要に応じて対応すること。/利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切な有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+50	545	55	円/月
栄養改善加算	外部の連携を含めて管理栄養士の配置、共同し利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食意に配慮し栄養ケア計画を作成、栄養改善サービスを行い利用者の栄養状態を定期的に記録する。栄養ケア計画の進捗状況定期評価した場合。	+200	2,180	218	円/日
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用6月ごとに、口腔の健康状態、栄養状態を確認し、当該情報を介護支援専門員に提供した場合。	+20	218	22	円/日
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定した場合、口腔の健康状態も栄養状態のいずれかを確認し、当該情報を介護支援専門員に提供した場合。	+5	54	6	円/日
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い、口腔機能を定期的に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+150	1,635	164	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切な有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+160	1,744	175	円/日
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを提供し、適切なサービスを提供するために必要な情報を活用した場合。	+40	436	44	円/日
送迎減算	送迎を行わなかった場合減算 ※片道ごとに算定	-47	-512	-52	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①介護福祉士70%以上、②継続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれの場合。	+22	239	24	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士350%以上配置した場合。	+18	196	20	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①介護福祉士40%以上、②継続4年以上30%以上の、いずれの場合。	+6	65	7	円/日
感染症災害3%加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数より5%以上減少している場合。	所定単位数の3%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施していること都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合当該基準に掲げる区分に限り、単位数が所定単位数に計算する場合。	上記算定の合計単位数の9.2%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金の改善等を実施していること都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合当該基準に掲げる区分に限り、単位数が所定単位数に計算する場合。	上記算定の合計単位数の9.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の賃金の改善等を実施していること都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合当該基準に掲げる区分に限り、単位数が所定単位数に計算する場合。	上記算定の合計単位数の8.0%			円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員の賃金の改善等を実施していること都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合当該基準に掲げる区分に限り、単位数が所定単位数に計算する場合。	上記算定の合計単位数の6.4%			円/月

令和6年6月1日 現在

事業所名 デイサービスセンターこまえ正吉苑
説明者

私は、本書面により、事業者から通所介護事業についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名 続柄